

令和6年11月1日
危機管理部

避難所生活者用備蓄物資等の管理業務の外部委託及び
保管スペースの確保に向けた取組みについて

(付議の要旨)

避難所生活者用備蓄物資等の管理を外部委託により実施するとともに、発災後3日分の備蓄物資を保管するために必要となるスペースの確保に向けた取組内容を決定する。

1 主旨

災害時の避難者支援の生命線である物資供給について、実効性ある体制構築のため、物資保管や配送等の専門知識を有する事業者へ備蓄物資の管理を委託するとともに、発災後3日分の備蓄物資を保管するために必要となるスペースを確保する。

2 現状と課題

(1) 物資供給体制について

平時からの備蓄物資の管理にあたっては、指定避難所（96か所）及び広域防災倉庫（16か所）を危機管理部、各総合支所が管理しているが、これまでの大規模災害の教訓や物資のニーズの多様化等により、備蓄物資の品目・数量が増加していることから、物資の購入や入れ替えにかかる職員の業務量も年々増加しており、効率化・省力化を図っていく必要がある。加えて、防災倉庫内の整理等によるレイアウトや収納の最適化も必要である。

また、災害時の避難所等への物資供給は、地域防災計画（令和3年修正）及び震災時職員行動マニュアルにおいて、区職員及び災害時協力協定締結事業者が行うこととしているが、より迅速かつ確実な物資供給のため、オペレーションや配送等における専門性を高めて体制をさらに強化する必要がある。

(2) 備蓄物資の保管スペースについて

区は、地域防災計画（令和3年修正）において、都と連携して発災後3日分の食料及び生活必需品等の物資の確保に努めることとしており、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和52年合意）により、区が当初の1日分を確保し、都は2日分を備蓄、調達で対処することとしている。

このことに基づき、区は、区内に避難所生活者に対する1日分強の食料を確保しており、都が準備する残りの2日分の食料については、順次都から寄託を受けているところだが、保管スペースの不足等により、2日分すべてを受領するまでには至っていないことから、避難所への物資供給が困難になることも懸念される。

加えて、生活必需品の備蓄や社会情勢の変化等による新たな対応として、テント型間仕切りやベッド等の多様な品目の備蓄も必要となっており、これに伴う保管スペースの確保が急務となっている。

3 課題解決に向けた取り組み

これらの課題を踏まえ、実効性のある物資供給体制を構築するため、以下のことに取り組む。

(1) 備蓄物資管理業務の外部委託化

物資管理や配送等の専門知識を有する物流事業者等に平時の防災倉庫等の備蓄物資管理業務を委託し、その専門的な知見を最大限活用することにより防災倉庫内の最適化及び物資管理業務の効率化・省力化を図るとともに、備蓄物資のデータ情報を区の総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムへ反映し、備蓄物資の情報を共有・更新できる体制を構築する。なお、避難所生活者用とは別に教育委員会で管理する教職員・生徒用の備蓄物資の一元的な管理についても検討を進める。

また、委託事業者とは災害時協力協定を締結し、災害時には備蓄・支援物資のデータ情報を一元管理し、物資供給におけるオペレーション及び配送等に専門的知識を活用することで、災害時の物資供給の迅速性と確実性を向上させる。

① 主な委託内容

- ア) 防災倉庫内の備蓄物資の納品・回収・廃棄（物資の更新、保守点検、配置換え等）
- イ) 防災倉庫内の備蓄物資の棚卸（リスト一覧・レイアウト作成）
- ウ) 区・国の各システムの備蓄物資データ管理・更新
- エ) 防災倉庫内の清掃
- オ) 備蓄物資管理業務における課題抽出および改善提案、打ち合わせ

② 事業者選定の方法

受託者はプロポーザル方式により選定するものとする。

③ 開始時期 令和7年度

- ④ 必要経費 令和7～9年度 95,000千円/年
令和10年度以降 53,000千円/年
※ 特定財源なし

<内訳>

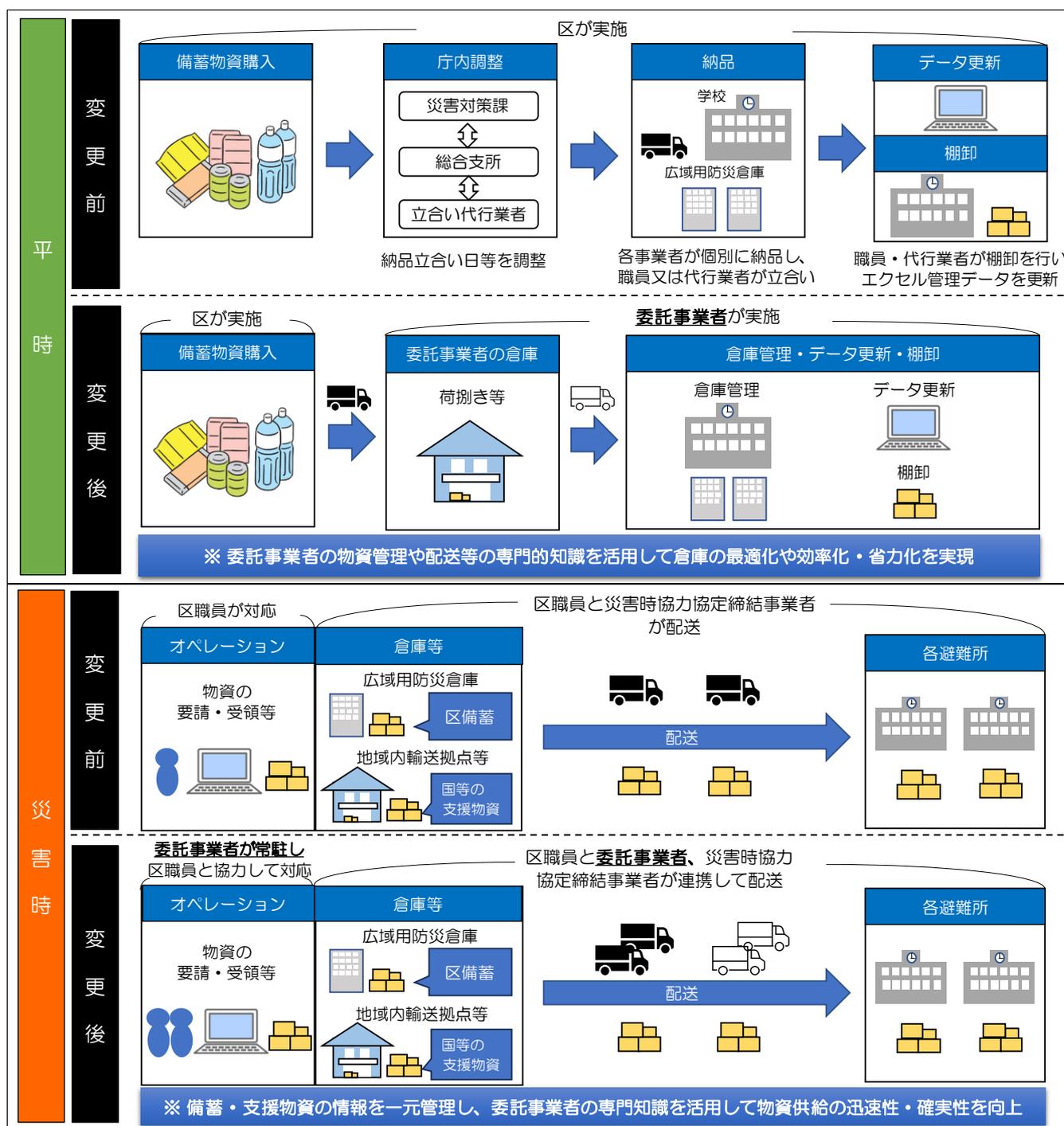
区分	内訳	経費（千円）
初期経費 (令和7～9年度)	防災倉庫内の最適化及び備蓄リスト・レイアウトデータの作成（年間38か所程度）	42,000 (/年)
経常経費 (令和7年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の納品・回収・廃棄等 ・防災倉庫内の整理 ・資機材の保守点検 ・区・国の各システムの物資データ管理・更新 ・課題抽出及び改善提案、打合わせ 	53,000 (/年)

<参考>

- ※1 外部委託による経費削減見込み 19,200千円/年（令和6年度予算ベース）
- <内訳>
- 納品立会い 1,460千円
 - 期限切れ物品回収 9,420千円
 - 資機材保守点検 8,320千円

※2 在宅避難者用の物資供給は、国が発災後4日目以降に行うプッシュ型支援により受領する物資等を避難所で配布することとしている。

<委託前後のイメージ図>



(2) 備蓄物資の保管スペース確保に向けた取組み

区は、都から寄託を受ける食料2日分、生活必需品及びテント・ベッド等の多様な物資を備蓄できるよう、以下のとおり保管スペースの確保に取り組む。

① 既存防災倉庫内の最適化

上記委託事業者の専門的知見を活かして既存防災倉庫内の物資を整理することにより保管スペースを創出する。

② 区所有施設以外の施設等を活用した保管スペースの確保

区所有以外の施設等についても、新規で備蓄を進めているテント型間仕切りやベッド等の多様な品目の物資を保管するため、活用を検討する。

③ 公共施設後利用等における活用の検討

移転や統廃合等により発生した公共施設後利用等の活用にあたって、備蓄物資を保管するためのスペースを創出できるか、個別事案毎に活用の可能性を検討する。

④ 上用賀公園拡張事業

令和13年度に竣工予定の体育館地下に大規模備蓄倉庫を整備し、都からの寄託食料、テント型間仕切り、ベッド等を備蓄する。

⑤ 区立小・中学校の改築に併せた避難所運営用防災倉庫の拡充

区立小・中学校の避難所運営用防災倉庫には、今後発災後3日分の食料、生活必需品（テント・ベッド含む）の備蓄を目指し、令和6年度から改築に向けた検討を始める区立小・中学校については、避難所運営用防災倉庫の設置基準における標準面積を50㎡から100㎡に改め、拡充を進める。なお、令和20年度には24か所の避難所運営用防災倉庫が拡充され、さらに1,200㎡の保管スペースが確保できる見込みである。

4 地域防災計画及び物資配送計画への反映

本件における決定事項については、地域防災計画及び物資配送計画においても連動して反映し、計画的に実行するものとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月	6日	災害対策推進委員会（方針報告）
	13日	環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（備蓄物資管理業務委託報告）
12月		備蓄物資管理業務委託事業者の選定にかかるプロポーザル
7年	3月	事業者選定
	4月～	備蓄物資管理業務委託の開始 災害時協力協定の締結